

京都府淀川圏域減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)第15条の10に基づく「京都府淀川圏域減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 淀川圏域内の京都府が管理する鴨川、高野川、桂川、園部川、山科川、天神川、弓削川、小畑川、小泉川、普賢寺川、大谷川、田原川、煤谷川、山田川、和束川、井関川、赤田川他一級河川における堤防の決壊、越水等に伴う大規模な浸水被害や土石流、急傾斜地の崩壊等の土砂災害に備え、国、府、市町村等が連携して、減災のための目標を共有しハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進することにより 施設では防ぎきれない大洪水等は必ず発生することを前提として、社会全体でこれらに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、「別表1」の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会の委員の同意を得て、必要に応じて「別表1」の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、「別表2」の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて「別表2」の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水や土砂災害による災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難行動、的確な水防活動の強化及び一刻も早く災害から復旧するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。また、重要水防箇所の共同点検等の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、会議の検討結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会、幹事会の庶務を行うため、京都府建設交通部砂防課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年5月31日から施行する。

2 本規約を改正し、平成29年8月10日から施行する。

3 本規約は、令和3年6月29日に廃止する。

別表 1 (協議会委員)

京都市長
宇治市長
亀岡市長
城陽市長
向日市長
長岡京市長
八幡市長
京田辺市長
南丹市長
木津川市長
大山崎町長
久御山町長
井手町長
宇治田原町長
笠置町長
和束町長
精華町長
南山城村長
淀川・木津川水防事務組合管理者（宇治市長）
澱川右岸水防事務組合管理者（京都市長）
桂川・小畑川水防事務組合管理者（京都市長）
独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社 淀川本部長
気象庁 京都地方气象台長
国土交通省近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長
国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所長
京都府建設交通部長
京都府京都土木事務所長
京都府乙訓土木事務所長
京都府山城北土木事務所長
京都府山城南土木事務所長
京都府南丹土木事務所長

別表 2 (幹事会)

京都市行財政局 防災危機管理室 防災課長
宇治市市長公室 危機管理課長
亀岡市総務部 自治防災課長
城陽市 危機・防災対策課長
向日市 防災安全課長
長岡京市市民協働部 防災・安全推進室長
八幡市 防災安全課長
京田辺市 安心まちづくり室長
木津川市総務部 危機管理課長
南丹市総務部 総務課長
大山崎町総務部 政策総務課長
久御山町総務部 総務課長
井手町 総務課長
宇治田原町総務部 総務課長
笠置町 総務財政課長
和束町 総務課長
精華町総務部 危機管理室長
南山城村 総務課長
淀川・木津川水防事務組合 事務局長
澱川右岸水防事務組合 (京都市土木管理部 河川防災担当部長)
桂川・小畑川水防事務組合 (京都市土木管理部 河川防災担当部長)
独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社 施設管理課長
気象庁京都地方气象台 防災管理官
国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 地域防災調整官
国土交通省近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所 防災情報課長
京都府建設交通部 砂防課長
京都府京都土木事務所 河川砂防室長
京都府乙訓土木事務所 河川砂防室長
京都府山城北土木事務所 河川砂防室長
京都府山城南土木事務所 河川砂防室長
京都府南丹土木事務所 河川砂防室長